

しあわせ福井スポーツ協会 表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、しあわせ福井スポーツ協会（以下「協会」という。）が、本県の障がい者スポーツの発展に著しく貢献した者等を表彰することにより、その功績をたたえるとともに、障がい者スポーツの一層の発展に資することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 協会は、本県の障がい者スポーツの発展に顕著な功績のあった者、または協会の発展に著しい功績のあった者を理事会の承認を得て表彰することができる。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 奨励選手賞
- (5) 奨励指導者賞
- (6) 感謝状

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象者は、個人、法人、団体、機関等のいずれであっても可とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状または感謝状を授与して行うものとし、これに記念品を添えることができる。

(表彰候補者の推薦等)

第6条 会員および障がい者スポーツの関係団体は、表彰に値すると認められる者がいるときは、協会に推薦することができる。

2 前項の推薦は、功績の内容等を記載した書面により行うものとする。

3 協会は、前項の推薦があったときは、その功績を調査し、理事会に報告するものとする。

(決 定)

第7条 理事会は、前条第3項の報告があったときは、その内容を精査し、表彰の可否を決定しなければならない。

(追 彰)

第8条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 この規定は、令和5年3月24日から改定する。